平成２７年（フ）第２５号
静岡県富士宮市淀師1184番地の１サンフラワー２－Ｃ
債務者　立石　直子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９９号
岡山県津山市加茂町桑原217番地５
債務者　末廣　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２４号
高知市鴨部２丁目18番７号　シティ次郎丸302号
債務者　町田　憲彦
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６号
高知県土佐市高岡町乙1394番地２
債務者　大黒　由美
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２号
北海道旭川市東光８条４丁目４番３号　東光８・４プラザ
債務者　斎藤　歩美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加88番地212
債務者　小華和　卓
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７号
北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加88番地212
債務者　小華和順子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
北海道旭川市豊岡７条２丁目５番16号　アルスハイデンス201号室
債務者　高橋　俊行
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
北海道旭川市新富２条１丁目１番８号　サニーハイツマルワ106号室
債務者　郡山　直樹
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４４号
横浜市泉区上飯田町2147番地４　レオパレスファウィステリアⅡ212号
債務者　橋本　祐太
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０号
神奈川県高座郡寒川町小動1001番地35　メルヴェーユ如月103号
債務者　高野　欣信
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅39棟304号
債務者　内田　鈴子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３７号
横浜市都筑区すみれが丘12番地５　シャルムすみれが丘106
債務者　内田　景子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
栃木県宇都宮市下岡本町2115番地16
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７号
北海道釧路郡釧路町わらび２丁目75番地
債務者　大橋　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前９時30分
釧路地方裁判所